

10. 自己査定、開示及び償却・引当との関係

<14年3月末現在>

(億円)

自己査定 の債務者区分	金融再生法に基づく 開示基準での開示	自己査定における分類区分				引当金残高	引当率
		非分類	分類	分類	分類		
破綻先	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 4,935 (13年3月末比 964)	担保・保証等により 回収可能部分 4,748(イ)	全額引当 187	全額償却 (注1)	個別 貸倒 引当 金 224 (注2)	100% (注3)	
実質破綻先							
破綻懸念先	危険債権 29,702 (13年3月末比+10,271)	担保・保証等により 回収可能部分 15,721(ロ)	必要額 を引当 13,981		10,617 (注2)	75.9% (注3)	
要注意先	要管理債権 24,363 (13年3月末比+21,469) (要管理先債権)	要管理債権中の担保・ 保証等による保全部分 10,993(ハ)			要管理債権に対する 一般貸倒引当金 2,908	21.8% (注3)	
	正常債権 605,589	要管理先債権以外の 要注意先債権			一般 貸倒 引当 金 8,723	[9.4%] 5.1% (注4)	
正常先		正常先債権				0.2% (注4)	

総計 664,589	特定海外債権引当勘定 154	
A = + + 59,000 (13年3月末比 + 30,775)	B 担保・保証等により回収可能部分 (イ+ロ+ハ) 31,462	C 左記以外 (A-B) 27,538
		D 個別貸倒引当金 + 要管理債権に対する 一般貸倒引当金 (注2) 13,749
引当率 (注5) D ----- C 49.9%		

保全率 = (B + D) / A 76.6%

- (注1) 直接減額 14,051億円を含む。
(注2) 金融再生法開示対象外の資産に対する引当を一部含む(破綻先・実質破綻先 37億円、破綻懸念先 119億円)。
(注3) 「破綻先」、「実質破綻先」、「破綻懸念先」、「要管理先債権」及び「要注意先債権(要管理先債権を含む)」は、開示額から担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率。
(注4) 「正常先債権」及び「要管理先債権以外の要注意先債権」は、債権額に対する引当率。
[]内は、担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率。
(注5) 担保・保証等により回収可能部分控除後債権に対する引当率。